

移籍（転団）の手順（【 】内は作業者）

①【移籍元】および【移籍先】 登録状況の確認・合意のうえ、移籍処理依頼書を提出

※確認内容	何年度まで加盟登録していたのかを正しく引き継ぎます 例) 平成○年度まで加盟登録していた年度まで加盟登録している 平成○年度の継続登録時に「継続」として申請済みである 平成○年度の継続登録時に「非継続」として申請済みである
※依頼先	同一県連盟内で移籍の場合は、県連盟へ依頼 他県連盟からの移籍の場合は、県連盟を通じ日本連盟へ依頼
※書類の受け渡しの流れ	移籍先団または地区は、必ず所属県連盟に提出してください 移籍先県連盟は、移籍元県連盟より受領してください。移籍元の団や地区から直接提出された場合は、必ず移籍元県連盟へ確認をお願いします
※書類の受け渡し時の注意	個人情報を含んでいますので、受け渡し方法にはご配慮ください 例) メールで送付する場合には、ファイルをロックし、パスワードは別の方法で通知する
※日本連盟への提出	メールまたは FAX でお願いします
※書式	日本連盟 HP やシステム内ダウンロードセンターに掲載しているのは「書式例」です。県連盟の裁量により、適宜編集してご利用ください

②【県連盟または日本連盟】 移籍処理

③移籍元から対象者のデータが移籍先へ移動

（移籍先のシステム情報欄に、申請すべき加盟員が存在する旨のメッセージが表示されます）

④【移籍先】 対象者の基本情報を確認し、仮申請

※年内に日本連盟の承認を得ないと	県連盟または日本連盟が処理した内容はリセットされ、移籍元にデータが戻りません
------------------	--

⑤【県連盟（地区）】 審査・承認

（移籍先のシステム情報欄に、仮申請が受理された旨のメッセージが表示されます）

⑥【移籍先】 日本連盟に申請・送金

⑦【日本連盟】 承認→移籍確定

★継続申請期間（1～3月中）の当年度移籍は、同一県連盟内、他県連盟間に問わず、すべて日本連盟がサポートします。県連盟を通じご依頼ください。